平成２３年（フ）第３４４号
愛知県豊田市西中山町崩ケ崎31番地20　ディアス106号、旧住所愛知県豊田市加納町落合62番地
債務者　柴田　鏡二
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
三重県松阪市田村町518番地１　県営粥田団地Ｐ－１－204号
債務者　牟田口誠一
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７７号
三重県松阪市久保町1553番地２、前住所三重県名張市つつじが丘南８番町251番地
債務者　梅田麻里子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目21番地１市住2051号
債務者　鈴東　仁美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目74番31―12号市住3112
債務者　遊屋　京子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目４番３号アリーナハイツ202号
債務者　坂元　時広
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
鹿児島県鹿児島市西紫原町16番地21ウエストヒルズＣ棟202号
債務者　塩満　裕樹
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８５８号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目４―18　カレン101号、住民票上の住所北海道紋別市落石町１丁目10番５号
債務者　小島　康洋
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７８号
札幌市豊平区美園２条４丁目３番８号　和田ハウス
債務者　西岡　妙子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４８号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10―208号
債務者　松岸　裕次
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４９号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10―208号
債務者　松岸　瑞江
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８５号
札幌市手稲区前田４条８丁目５番１―305号
債務者　最上　美博
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８６号
札幌市手稲区前田４条８丁目５番１―305号
債務者　最上みすず
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０３号
札幌市南区石山１条７丁目11番30号
債務者　吉田　　清
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１８号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地　いろはマンション１号
債務者　平向　雅子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１９号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地　いろはマンション１号
債務者　平向　慧后
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３５号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番11―103号
債務者　尾上　和利
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部